広報 あびこ

第257号
昭和43年10月16日

発行所
千葉県東葛飾郡我孫子町役場
電話あびこ（0471）82-1151（大代表）
昭和34年7月30日第三種郵便物認可
発行日 毎月 1日・16日 1部 2円

電話番号変更

10月1日から役場の電話番号が変わりました。 新しい電話番号は

（82）—1151番（大代表）

文化の日を中心に催物

総合展覧会、芸能祭など

十一月三日は、「文化の日」です。この日を中心に総合展覧会、菊花会、芸能祭などを行ないます。

会場は、中央公民館を中心会場として行ないますので、みなさんの多数参加をお願いします。

▼…文化講演会…▲

日時 十月二十五日午後一時

場所 中央公民館

講師 東京都選挙管理委員長 東京家庭裁判所調定員 大浜英子先生

演題 「あたらしい家庭生活と婦人の教養」

▼…総合展覧会…▲

日時 十一月一日から三日まで

場所 我孫子町中央公民館

種目 絵画、書道、写真、華道、手芸工芸、昆虫標本、盆栽など、

これらの作品を出品される方は、十月二十日までに目録を次のところへ申し込んでください。目録には、期名、規格、住所、氏名を書いてください。

《絵画》五十号以内、額付で、一人二点以内とします。

飯泉翠湖（根戸一三八）

《書道》全紙以内、仮巻または白紙付とします。

二階堂経夫（栄二四〜十三）

《写真》四ツ切り以下、額または台紙付とします。

本間茂（本町二〜三〜十八）

《華道》小林理香（緑一〜二〜三）

《手芸・工芸》教育委員会

《昆虫標本》池谷金次郎（白山二〜四〜八）

《盆栽》村田由三（本町二〜六〜二六）

▼…俳句会…▲

日時 十一月十二日午後七時

場所 我孫子町商工会席題は当日発表、兼題は「文化の日」ハガキに一人三句以内、住所、氏名、年令を記入して畠山雅雄（本町二〜六〜二四）までお送りください。締め切りは、十月二十日の消印あるものまで有効とします。

▼…短歌会…▲

日時 十一月二十三日午後一時から五時まで。

場所 我孫子町中央公民館

流派を問わず、どなたでも参加してください。詠草二首を十月二十日までにハガキに住所、氏名、年令を記入し、鈴木幸一（寿二〜十六〜二）までお送りください。

▼…菊花祭…▲

日時 我孫子地区 十一月三日〜十日

湖北地区 十一月一日〜十日

場所 我孫子駅前通り天王様、湖北駅前

申し込み 直接次の方へ申し込んでください。

我孫子菊友の会 津川清三九（本町二〜三〜二二）

湖北菊花会 桧山孝次郎（中峠一〇〇六）

なお、我孫子菊友の会では町内だけではなく、各部落の方々の参加をお待ちしております。

▼…芸能祭…▲

日時 十一月十七日午前九時三〇分〜午後四時まで

場所 我孫子町中央公民館

種目 日本舞踊、楽団演奏、バレー、筝曲、新民謡踊り、清元、長唄、民謡など。

協力しよう 赤い羽根共同募金

社会経済の変動にともない、社会生活の仕組みがしだいに複雑になるにつれ、社会福祉の増進の必要性はますます高まりつつあります。

政府においても、福祉国家の実現という理念のもとに、広範な社会福祉施策を推進していますが、これと併行して民間社会福祉事業が果たす役割もますます大きくなってきています。

このような情勢の中で、国民の皆さんに「赤い羽根」で親しまれている共同募金は、わが国の民間社会福祉事業の財源確保のうえで、きわめて大きな役割を果たしています。

終戦時のわが国は、社会的にも経済的にも深刻な混乱に直面しましたが、民間社会福祉事業界も極度の荒廃にさらされました。共同募金は、昭和二十二年、この荒廃した民間社会福祉事業の振興をはかるために創められ、ことしで二十二年目をむかえます。

ことしも例年どおり、十月一日から共同募金運動が展開されています。

この運動の特質は純粋な民間運動であり、国民たすけあいの精神を基調とした国民運動であるということです。国民は、この運動を通して、ひとりひとりが社会福祉活動に参加することを意味するものと考えられます。

この運動に寄付金を出すということは、決して押しつけや強制ではなく、国民ひとりひとりの善意にもとづく自発的なものでなければなりません。

このように共同募金は、国民の善意に期待するものですから、その運動や寄付金の使途は正しくその目的に沿って、また、寄付者の意図を十分反映して行なわなければなりません。このため各都道府県共同募金会においては、その適正化と改善に最大の努力をはらっているところです。

本年も十月一日を期して第二十二回目の共同募金運動が開始されています。施設で幸うすい日々を送っている人たちのために、また、私たちの住んでいる町の福祉の向上をはかるためにこの運動に協力しましょう。

事務改善の一環として機構改革

大幅な人事異動行なう

先般の昭和四十三年第三回定例町議会で可決成立いたしました我孫子町課設置条例の一部改正により、既存の五課を名称変更して八課にいたしました。

社会課を厚生課と住民課に、税務課を課税課と収納課に、保健課を保健衛生課と清掃事務所に、出納室を会計課に、産業課を農林商工課に改めました。

この機構改革と共に一般事務室内での喫煙、湯茶、食事などを禁止し、その中で取務に専念出来る環境と整然とされる室内の配置とし十月一日付で次のとおり大幅な人事異動を行ないました。

なお、（　）内は異動前の職名あるいは所属課です。

【厚生課】▽課長河合強二（消防係長）▽福祉係主査荒井房代（社会課）▽社会係主査川合輝夫（社会課）▽国保係主査吉田耕三（社会課）▽年金係主査中村友教（社会課）▽福祉係副主査林清三（社会課）▽主事伊藤明子（社会課）▽主事岩井和子（社会課）▽主事遠藤恭平（社会課）▽主事江口竹元（社会課）▽主事和田幹雄（社会課）▽主事補石川勇（社会課）▽主事補斉藤光子（社会課）

【住民課】▽課長石村光衛（社会課長）▽課長補佐兼整理係主査吉田善明（社会課）▽記録係主査別府孝子（社会課）▽受付係主査竹内龍夫（社会課）▽住民係主査増田勝己（社会課）▽主事根本悦子（社会課）▽主事仮本峰久（企画室）▽主事向幸子（社会課）▽主事中沢君子（社会課）▽主事岡野喜代子（社会課）▽主事補春光子（社会課）▽主事補佐渡和江（税務課）

【課税課】▽課長工藤勲（税務課長）▽課税係主査島根次久（税務課）▽才一調査係主査大野木英夫（税務課）▽才二調査係主査稲村忠安（税務課）▽主事海老原宏（税務課）▽主事木川一（税務課）▽主事根本通子（税務課）▽主事小手辰夫（税務課）▽主事潤毛長幸（保健課）▽主事中野芳美（保健課）▽主事根本勇（税務課）▽主事増田文江（税務課）▽主事補菅井栄（税務課）▽主事補高田孝二（税務課）▽主事補大類安彦（税務課）▽主事補柴山久（税務課）

【収納課】▽課長矢部一男（税務課長補佐）▽調整係主査池田友二（税務課）▽主事村越克己（出納室）▽主事補渋谷美代子（出納室）

【農林商工課】▽課長飯田政夫（産業課長）▽課長補佐兼農林係主査鈴木喜一（産業課）▽農林係副主査豊島誠（産業課）▽主事古川三男（産業課）▽主事小池俊（総務課）▽主事桜井初枝（産業課）▽主事補河辺好美（産業課）

【建設課】▽建設課長補佐兼土木係主査倉持吉松（土木係主査）▽管理係副主査若泉熊（主事）▽技師長谷川政行（産業課）

【都市開発課】▽住居表示係主査広瀬庄一郎（主査）▽下水道係主査安斉秀夫（建設課）▽建築係主査風沢光（企画室）▽区画整理係主査中野曜暢（天王台区画整理事務所）▽公園手大井鉄之助（保健課）

【総務課】▽総務課長補佐兼財政係主査岩井克己（財政係主査）▽守衛長春直頴（保健課）▽守衛多田旭（企画室）▽広報広聴係主査高田利男（社会課）▽秘書係主査杉本悦子（主事）▽主事頼尾治子（総務課）▽主事補大塚幸子（税務課）

【保健衛生課】▽課長小倉正一（保健課長補佐）▽環境衛生係主査菊地迪紀（社会課）▽保健衛生係主査主任保健婦大野キイ（保健課）▽保健婦水垣きよ（保健課）▽主事根本実（保健課）▽主事南礼子（保健課）▽主事補増田ゆり子（保健課）

【清掃事務所】▽所長橋本貫太郎（保健課）▽次長兼清掃才一、才二係主査鈴木欣次（保健課）▽清掃庶務係主査鈴木一郎（保健課）▽主事伊東幸雄（保健課）▽技師斉藤邦雄（保健課）▽主事補竹谷信二（保健課）▽主事補中野二郎（保健課）

【会計課】▽課長小汎哲（産業課長補佐）▽会計係主査兼物品出納係主査竹井静江（出納室）▽主事村越克己（出納室）▽主事補渋谷美代子（出納室）

【農林商工課】▽課長飯田政夫（産業課長）▽課長補佐兼農林係主査鈴木喜一（産業課）▽農業改善係主査花島隆（産業課）▽商工観光係主査鈴木国司（産業課）▽農林係副主査豊島誠（産業課）▽主事古川三男（産業課）▽主事小池俊（総務課）▽主事桜井初枝（産業課）▽主事補河辺好美（産業課）

【建設課】▽建設課長補佐兼土木係主査倉持吉松（土木係主査）▽管理係副主査若泉熊（主事）▽技師長谷川政行（産業課）

【都市開発課】▽住居表示係主査広瀬庄一郎（主査）▽下水道係主査安斉秀夫（建設課）▽建築係主査風沢光（企画室）▽区画整理係主査中野曜暢（天王台区画整理事務所）▽公園手大井鉄之助（保健課）

【総務課】▽総務課長補佐兼財政係主査岩井克己（財政係主査）▽守衛長春直頴（保健課）▽守衛多田旭（企画室）▽広報広聴係主査高田利男（社会課）▽秘書係主査杉本悦子（主事）▽主事頼尾治子（総務課）

町の美化に活躍するじん芥収集車

宅地建物取引業協会から寄贈

庁舎落成を記念して、宅地建物取引業協会我孫子支部から、じん芥収集車の引渡式が十月三日に役場で行なわれました。

これにより町の収集業務は一段と充実し、円滑な収集活動ができるものと期待されます。宅地建物取引業協会我孫子支部加入業者は次のとおりです。

佐藤興業株式会社、常南土地株式会社、大北不動産株式会社、宝土地不動産、株式会社正栄、日東不動産株式会社、大栄不動産、大蔵商事株式会社、有限会社我孫子土地、東我孫子開発株式会社、京北商事株式会社、常東不動産株式会社、荒井開発興業株式会社、湖南不動産、大洋土地株式会社、葵開発商工事株式会社、東建不動産、天王開発株式会社、川原調査事務所

町民運動会　秋の一日を楽しく過ごしましょう

昨年は雨のため中止いたしましたが、ことしも町民運動会を次のとおり行なうことになりました。ことしで七回目になりますが、この運動会は、我孫子町住民の健康を増進し、住民相互の親睦をはかり、あすえの活力を養おうとするものです。皆さんがお気軽に参加できるような種目ばかりですので、お隣りご近所のかたがたをおさそいのうえ参加申し込みをしてください

皆さんのお申し込みをお待ちしております。そして当日は有意義に楽しく過したいと思います。

▽日時　十一月十日（日）午前九時三十分から午後三時まで

▽場所　我孫子中学校

▽参加資格　町内に在住又は勤務している人

▽参加単位　一般競技は個人　団体競技は一チーム四人

▽入賞　レースごとに三位までを入賞とし、四位以下は参加賞

▽服装　競技のできる軽装　スパイクの使用は禁止

▽申し込み種目数　一般競技は一人二種目まで

▽申込期限　十月三十一日（木）まで

▽申し込み先　役場窓口、中央公民館、湖北支所、布佐支所（申し込み用紙も置いてあります）又は申し込み種目、氏名、年令、住所、勤務先を記入の上教育委員会へ郵送してください。

▽問い合せ先　我孫子町教育委員会TEL（八二）一一五一（大代表）内線二一七番

種目		出場者		
一般競技	100m競走	男女別	中高生	一般
	ピンころがし	男女混合		一般
	札合せ	男女別		一般
	買物レース	男女別	一般	飛入り自由
	ピンレース	男女混合	（制限なし）	
	どじょうつかみ	男女別（制限なし）	飛入り自由	
	50m競走	男女別	40才以上	
	幼児レース	就学前の幼児	飛入り自由	
団体競技	400mリレー	男女別	中高生	一般
	200mスリッパリレー	男女別	中高生	一般
アトラクション		鼓笛隊パレード		

引揚者特別交付金　未請求者は早急に

引揚者特別交付金の支給については、昭和四十二年十月二十六日説明会を開いて一年になりますので経過報告させていただきます。

当町受付件数　①引揚者請求、一六三件　②遺族請求、七九件（請求者名が同一の場合一件といたしました。）合計二四二件について、三ヵ月間の書類審査を行い整備し県援護課に提出（日新部落については多少の日数を費やしました。）してありますが、裁定者が県知事（引揚当時の本籍地の県知事になっておりますので県の状況もお知らせいたしておきます。

受付件数、一四二九七件、裁定済件数、三四八七件となっており、当町提出分については、県援護課で調査の段階に入っておりまもなく裁定されます。

なお、当町は他市町村よりの転入が多くこの引揚者特別交付金請求者も増しているものとかんがえられますので、早急に請求されますようお願いいたします。

また、請求期間と交付金交付対象については次のとおりです。

①請求期間　昭和四十二年八月一日から昭和四十五年三月三十一日までです。

②外地に終戦日まで生活の本拠地を有していたもので終戦により外国の命令、生活の手段をなくすなどやむを得ない理由により引揚げたもの。

③外地に昭和二十年八月九日まで生活していた者でソ連の参戦により終戦日前に引き揚げたもの。

④外地に生活の本拠を持っていた者で、本邦に滞在中終戦により外地へもどれなくなった者。

⑤日本の統治下にあった南洋諸島に昭和十八年十月一日まで住んでいたもので、国の要請により引き揚げた者。

⑥連合国の領域をなしていた地域に、昭和十六年二月八日（開戦日）又は政令で定める日以後、終戦日前で引き揚げた者。

⑦①により引き揚げることになった後、引き続き外地にいる間に死亡した者の遺族。

⑧③④により引き揚げることとなった後、終戦日前に外地で死亡した者の遺族。

⑨⑥により引き揚げることになった後引き続き外地にいて、終戦日前に死亡した者の遺族及び日本と連合政府の在留者相互交換に関する規定により引き揚げる途中で死亡した者の遺族。

⑩昭和十四年十二月二十二日の満洲開拓民に関する方策に基づく開拓民及び戦争に関する緊迫した事態に基づく政府の命令又は要請により、外地に終戦日までいた者であると総理大臣が認めた者は、一年未満でも一年以上と認める。

⑪以上の該当者で、昭和四十二年八月一日において日本国籍を有する者に支給する。

○引揚者、○引揚前死亡者の遺族、○昭和四十二年七月三十一日前に死亡した引揚者の遺族

⑫遺族の範囲は、配偶者、○、父母、孫（二親等以内）とされ順位も同じとされます。

なお、支給される金額は終戦の時の年令によって、二万円から十六万円まで支給されます。遺族については七割が支給されます。

国民年金手帳の回収

《拠出制国民年金手帳》

本年四月から「国民年金手帳の町保管制度」が発足致しました。このことについては五月の広報あびこにも掲載いたしましたがまだ回収もれがありますのでもし国民年金手帳を自宅で保存しておられる方は至急役場厚生課国民年金係へ御提出ください。

これは手帳を個人で保存しますと毎年多数の紛失者が出ますのでこれの防止と保険料検認事務の合理化を目的とした制度であります

事務手続き上大変支障をきたしておりますので、まだ手元に手帳のお持ちの方は折から保険料の納期でもありますので納付がてら手帳を至急お届けください。

《老令福祉年金手帳》

満七〇才に達しますと老令福祉年金が支給される訳ですがこの受給に際しては老令福祉年金手帳が必要になりまして、またこの手帳は六月になったら年金係へ提出して県知事の裁定を受けることになっております

裁定を受けませんとその手帳を持って郵便局に行かれても年金は支給されなくなっておりますこの手続きは毎年のことですので大半の方はすでに所定の手続きをされ九月分の年金を受給しております。

手続きが遅れますと受給も非常におそくなりますので手帳未提出の方は早めに手続きしてください。

また所得制限などで支給の停止をされている方も同様手続きをいたしませんと、今後の受給の権利がなくなってしまうこともありますので手帳を提出してください。

10月の納税

町民税・県民税の3期分の納期です。税金は決められた納期に納めましょう。

入場税の歴史

私たちは映画、芝居、プロ野球、演芸、それに音楽会などに出かけたとき入場料を払います。この入場料には十パーセントの「入場税」が入っています。この入場料はいつごろから払うようになったのでしょうか九百年位い前の平安時代の「能」は、演じる人が天皇やお寺にかかえられた入場料金を取りませんでした。

▽「勧進元」鎌倉時代、室町時代になると、勧進興行といってお寺や神社、それに橋など公のものを修理する費用にあてるため入場料金をとりました。この名残りとして「勧進元」という言葉が今でも時々使われております。これが江戸時代になると見せものの種類が多くなり、曲芸、軽わざ、人形芝居、歌舞伎などが行なわれ、どれも駄菓子として入場料を取って見せるといういわゆる「興行」の形をとるようになったのです。

▽「運上」この当時の税金は運上といわれていましたが、これは興業主が収入を得たことによって納めましたから「直接税」であって入場税とは少し違います。

▽「入場税」現在の入場税の仕組みは映画などを見る人が税金を負担し、入場料金といっしょに払い映画館などは集った税金をまとめて税務署に払います。このような仕組になったのは昭和十三年のことですが、その当時の税率は十パーセントで、その後だんだん高くなり、終戦直後はなんと二百パーセントになったこともあります。その後だんだん税率が下がり、いまでは十パーセントに戻り、そのうえ入場料が三十円以下のときは税金がかからないことになりました。

▽「大切な入場券の半券」この入場料金を払うときに守っていただきたいことは入口でキップの半分を必ず受け取っていただくことです。キップの数は前もって税務署で調べてあり、キップが切れただけ入場税が国に納められることになるからです。

肢体不自由児相談

児童相談所の肢体不自由児を対象とした巡回相談が行なわれます。

診断、判定などの係官が出張されますので、相談をうけられるようお知らせします。

▽日時　十一月一日午前十時から午後三時まで

▽場所　柏保健所

税金の出張徴収

従来、興陽寺だけで実施しておりました出張徴収を次の四ヵ所で毎月行ないますのでご利用ください、

なお、日時については毎月の広報に掲載します。

受付時間は九時三〇分から四時までです。

場所	月日
東源寺（柴崎・青山）	10月28日
旧役場庁舎	10月29日
常盤台青年館	10月30日
興陽寺	10月31日

資産税相談

松戸税務署から国税のうち資産税（譲渡所得税、相続税、贈与税、有価証券取引税）の巡回相談を行なう旨通知がありましたので、日頃税金について疑問な点がありましたら相談においでください。

▽日時　十月二十九日午前十時から午後三時まで

▽場所　柏保健所

精神薄弱者巡回相談

例年行なわれております県主催の精神薄弱者巡回相談が次のとおり実施されます。

障害年金、生活相談について相談されたい方は、お出かけください。

▽日時　十月三十一日午前十時から午後三時まで

▽場所　松戸市東葛飾支庁会議室

種痘および種痘検診

次のとおり種痘および種痘検診を行ないますので該当者はお受けください。

◇該当者　昭和四十三年三月一日から昭和四十三年七月三十一日までの出生児

◇時間　午後二時から三時まで

◇料金　無料

なお、通知状と母子手帳を必ずご持参ください。

才三小学校は都合により中止させていただきます。

会場	接種日	検診日
第二小学校	10月21日	10月28日
第一小学校	10月22日	10月29日
めばえ幼稚園	10月23日	10月30日
湖北保育園	10月24日	10月31日
布佐宝保育園	10月25日	11月1日

交通事故相談

千葉県では、交通事故の出張相談を次のとおり行ないますので、ご利用ください。

◇場所　柏市役所

◇日時　十月二十三日午前十時から午後三時まで

土地立入調査

建設省首都国道工事事務所長より、我孫子町柴崎から取手町取手地区に大利根橋を改築計画作成のため道路法才六十六条の規定により次の区間に立入る通知がありました。

◇立入期間　昭和四十三年十月十五日から昭和四十四年三月三十一日まで

◇立入区間　我孫子町柴崎～茨城県取手町取手、国道六号線及び旧道を中心として両側に約五十メートル

前号訂正

前号、昭和四十三年十月一日発行、広報あびこ才二百五十六号で裏面中段の保険証の上手な使い方文中で交通事故でのけがなど加害者のいる場合には保険は使えないので、特に注意してください。とありますがこれは使えますので訂正しお詫びいたします。